

富山県建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請手数料

表1 住宅部分

(単位:円)

適用区分		事前審査なし		事前審査あり	
		新規	変更	新規	変更
住戸	面積 < 200 m ²	34,000	19,000	4,700	4,700
	200 m ² ≤ 面積	38,000	21,000	4,700	4,700
共同住宅等	面積 < 300 m ²	69,000	39,000	9,300	9,300
	300 m ² ≤ 面積 < 2,000 m ²	110,000	67,000	20,000	20,000
	2,000 m ² ≤ 面積 < 5,000 m ²	200,000	120,000	45,000	45,000
	5,000 m ² ≤ 面積	280,000	180,000	80,000	80,000

表2 非住宅部分

(単位:円)

適用区分	事前審査なし				事前審査あり	
	新規		変更		新規	変更
	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法		
面積 < 300 m ²	87,000	230,000	48,000	120,000	9,300	9,300
300 m ² ≤ 面積 < 1,000 m ²	110,000	280,000	63,000	150,000	16,000	16,000
1,000 m ² ≤ 面積 < 2,000 m ²	150,000	370,000	86,000	200,000	27,000	27,000
2,000 m ² ≤ 面積 < 5,000 m ²	240,000	520,000	160,000	300,000	80,000	80,000
5,000 m ² ≤ 面積 < 10,000 m ²	310,000	640,000	220,000	390,000	130,000	130,000
10,000 m ² ≤ 面積 < 25,000 m ²	370,000	760,000	260,000	460,000	160,000	160,000
25,000 m ² ≤ 面積	430,000	870,000	320,000	530,000	200,000	200,000

- ※ 複合建築物の場合は、住宅部分の面積に応じた手数料(表1)及び非住宅部分の面積に応じた手数料(表2)を合算した額となります。
- ※ 法第35条第2項による建築基準関係規定の適合審査を同時に申請する場合は、建築確認申請手数料と同額を加算した額となります。
- ※ 富山県では登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等を活用しています。別紙1の「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の活用について」に記載される書類のいずれかを添付した場合、「事前審査あり」の手数料となります。
- ※ 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号ロに定める基準を言います。
- ※ 「標準入力法・主要室入力法」とは、省令第1条第1項第1号イに定める基準を言います。
- ※ 複数棟で性能向上計画認定を申請する場合の手数料の額は、申請建築物及び他の建築物の各建築物ごとに算出した手数料の額を合算した額となります。

富山県建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

表3 住宅部分

(単位:円)

適用区分	事前審査なし		事前審査あり	
	性能基準	仕様基準		
住戸	面積 < 200 m ²	34,000	17,000	4,700
	200 m ² ≤ 面積	38,000	19,000	4,700
共同住宅等	面積 < 300 m ²	69,000	33,000	9,300
	300 m ² ≤ 面積 < 2,000 m ²	110,000	57,000	20,000
	2,000 m ² ≤ 面積 < 5,000 m ²	200,000	100,000	45,000
	5,000 m ² ≤ 面積	280,000	160,000	80,000

表4 非住宅部分

(単位:円)

適用区分	事前審査なし		事前審査あり
	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	
面積 < 300 m ²	87,000	230,000	9,300
300 m ² ≤ 面積 < 1,000 m ²	110,000	280,000	16,000
1,000 m ² ≤ 面積 < 2,000 m ²	150,000	370,000	27,000
2,000 m ² ≤ 面積 < 5,000 m ²	240,000	520,000	80,000
5,000 m ² ≤ 面積 < 10,000 m ²	310,000	640,000	130,000
10,000 m ² ≤ 面積 < 25,000 m ²	370,000	760,000	160,000
25,000 m ² ≤ 面積	430,000	870,000	200,000

- ※ 複合建築物の場合は、住宅部分の面積に応じた手数料(表3)及び非住宅部分の面積に応じた手数料(表4)を合算した額となります。
- ※ 富山県では登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等を活用しています。別紙1の「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等の活用について」に記載される書類のいずれかを添付した場合、「事前審査あり」の手数料となります。
- ※ 「性能基準」とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準を言います。
- ※ 「仕様基準」とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準を言います。
- ※ 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準を言います。
- ※ 「標準入力法・主要室入力法」とは、省令第1条第1項第1号イに定める基準に定める基準を言います。